

○国立大学法人埼玉大学ダイバーシティ推進センター規程

〔令和4年3月17日〕
規則第37号

改正 令和5.6.29 5規則18

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人埼玉大学学則第8条の3第2項の規定に基づき、ダイバーシティ推進センター（以下「センター」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、国立大学法人埼玉大学（以下「本学」という。）の構成員が有する多様な個性及び価値観を尊重し、その多様性を最大限に活かした教育研究を推進するとともに、それらの成果の社会還元を図ることにより、地域の中核拠点として地域全体のダイバーシティ推進を牽引することを目的とする。

(業務)

第3条 センターにおいては、次に掲げる業務を行う。

- (1) ダイバーシティ環境の推進方法の企画立案及び実施に関すること。
- (2) ダイバーシティ環境の現状分析、評価及び公表に関すること。
- (3) ダイバーシティ環境の推進のために必要な啓発活動に関すること。
- (4) 次世代育成支援行動計画及び女性活躍推進行動計画に関すること。
- (5) ダイバーシティに係る教育・研究支援策の企画立案及び実施に関すること。
- (6) ダイバーシティ推進に係る地域連携に関すること。
- (7) その他センターの目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 センターは、次の教職員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 専任教員
- (3) 兼任教員
- (4) その他学長が必要と認めた教職員

(センター長)

第5条 センター長は、本学の専任教員のうちから、学長が委嘱する。

2 センター長は、センターを統括する。

3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、センター長に欠員が生じた場合の後任者のセンター長の任期は、前任者の残任期間とする。

(専任教員)

第6条 専任教員の採用、昇任等に関しては、別に定める。

(兼任教員)

第7条 兼任教員は、本学の専任の教員のうちから、センター長の推薦に基づき、学長が委嘱する。

2 兼任教員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(センター運営会議)

第8条 センターに、センターの業務及び運営に関する事項を審議するため、ダイバーシティ推進センター運営会議(以下「センター運営会議」という。)を置く。

2 センター運営会議に関し必要な事項は、別に定める。

(推進員会議)

第9条 センター運営会議の下に、関係部局と連携し、センターの業務をより効果的かつ効率的に展開するため、ダイバーシティ推進センター推進員会議(以下「推進員会議」という。)を置く。

2 推進員会議は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) センター長

(2) センターの専任教員

(3) ダイバーシティ推進員(以下「推進員」という。)

3 推進員は、本学の教職員のうちから、学長が任命する。

4 推進員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

5 センター長は、推進員会議を招集し、その議長となる。ただし、センター長に事故あるときは、センター長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。

(事務)

第10条 センターの事務は、研究・連携推進部産学官連携・ダイバーシティ推進課において処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

2 この規程施行後、最初に委嘱する第4条第3号に規定する兼任教員の任期については、第7条第2項本文の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。

3 次に掲げる規則等は、廃止する。

(1) 国立大学法人埼玉大学ダイバーシティ推進室規則(平成21年規則第35号)

(2) 国立大学法人埼玉大学ダイバーシティ推進室ダイバーシティ推進オフィス要

項（平成29年10月11日男女共同参画室長裁定）

- 4 この規程施行の際、その前日において、前項第1号の規定による廃止前の国立大学法人埼玉大学ダイバーシティ推進室規則第4条第1項第2号の規定により現に指名されている室員に対し委嘱する推進員の任期は、第9条第4項本文の規定にかかわらず、当該室員の残任期間とする。

附 則（令和5.6.29 5規則18）

- 1 この規程は、令和5年7月1日から施行する。
- 2 この規程施行後、最初に委嘱するセンター長の任期は、第5条第3項本文の規定にかかわらず、令和7年3月31日までとする。